

平成29年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>これまで、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定している他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成29年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1,000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減することとし、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>
2	(省)	神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	<p>基準財政需要額の算定については、介護・医療などの経費や防災対策の経費など、大都市圏特有の財政需要に十分に配慮して見直すこと。</p>	<p>採用する。</p> <p>これまで、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定している他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成29年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	鳥取県	基準財政収入額の算定に使用する徴収率の引上げに伴う基準財政需要額の算定見直し	基準財政収入額算定に使用する徴収率引上げにより削減された交付税を活用し、基準財政需要額を拡大し、地方の徴収努力を適切に反映した交付税とすること。	以下の理由により採用しない。 地方財政計画の地方税収の見込み及び基準財政収入額の算定に用いる標準的な徴収率の見直しに伴う地方税の増収額について、地方税の実効的な徴収対策を促進する観点から行うものであることを踏まえ、交付税を減額することなく、全額を臨時財政対策債の減額にあてることとしている。 なお、基準財政需要額（徴税费）の算定においては、かねてから、過去と比べて徴収率が上昇した団体又は全国平均と比べて徴収率が高い団体を対象として、需要額の割増しを行ってきている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	神奈川県	普通態容補正の共通係数における地域間の給与差の適正な反映	普通態容補正に係る共通係数の設定にあたっては、都市化の程度による給与の差を適正に反映すること。	以下の理由により採用しない。 平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その中で都道府県分の共通係数を1/2としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	神奈川県	段階補正係数の見直し (過度の財源調整の見直し)	段階補正係数については、総合的なバランスを考慮し、都道府県分の過度な割落率を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。
6	(省)	大阪府	段階補正による過度な割落としの見直し	段階補正について、地方の実態に即したものとなるよう、過度な割落としを見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいりたい。
7	(省)	福島県	段階補正の見直し	標準団体の行政規模を超える地方団体において人口等が急減した場合に、財政運営上支障が生じないように段階補正を拡充する措置を講じること。	以下の理由により採用しない。 段階補正は、測定単位の数値の増減に応じて逓減または逓増する経費について行うものであり、測定単位の急減を反映するものではない。 なお、東日本大震災の被災団体については、算定に用いる人口について特例措置を講じているほか、人口急減補正を講じ、財政需要を適切に反映している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	神奈川県	教職員給与の算定への 反映	教職員の給与費について、地域手 当相当分が適切に措置されるように すること。	以下の理由により採用しない。 平成15年度における道府県分の留保財源率の見直しに際し、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部に係る需要額を削減したところであり、その中で都道府県の共通係数を1/2としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	北海道	北海道特例補助率に伴う割落率の廃止	道路事業においては、補助事業から社会資本整備総合交付金へのシフトにより、本道の地方負担率は他府県と差がない状態となっている。近年、影響額も僅少となっており、算定の簡素化の観点からも、北海道特例補助率に伴う割落率は廃止すること。	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度において、近年の道路事業における決算の動向(単独事業のシェアの低下等)を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。
10	(省)	北海道	寒冷補正係数の堅持及び充実	寒冷補正による需要額の割増は安定的な財政運営のために不可欠であり、今後とも、普通交付税における寒冷補正の堅持及び充実により、本道を含めた寒冷・積雪地域の財源保障を図ること。	採用する。 寒冷補正は、行政に要する経費が気候の寒冷又は積雪の度合いによって割高となるものについて、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差の事由ごとにそれぞれ定める地域区分に応じて増加経費を算定するものである。引き続き、実態等を踏まえ算定していく。
11	(省)	茨城県	道路橋りょう費(道路延長)における投資補正係数の見直し	投資補正係数の算定に用いられている「標準道路延長比率」分を段階的に縮減・廃止し、「未整備延長区間比率」へ配分すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。
12	(省)	奈良県	道路橋りょう費(延長)における投資補正係数の設定方法の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において「標準道路延長比率」及び定数部分のウェイトの見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(省)	沖縄県	道路橋りょう費(道路の延長)の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の0.95の割落としを廃止すること。	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 平成28年度において、近年の道路事業における決算の動向(単独事業のシェアの低下等)を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づく係数の設定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(省)	滋賀県	河川費における面積による密度補正の導入	河川費については河川の延長を測定単位として算定されているが、湖沼が存在すると河川の延長では算定されない需要が存在するため、面積による密度補正を導入すること。	以下の理由により採用しない。 維持修繕費や環境保全対策等に係る財政需要を河川延長や湖沼を含む面積等といった指標を用いて算出している。 算定方法の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況を把握の上、客観的な指標との関連性、算定の簡素化等の観点から慎重に対応する必要がある。
15	(省)	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設	河川の維持管理経費を的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 人口集中地区を有することによって、河川費における需要額がどの程度生じるのか、人口集中地区面積が増加することで河川維持管理費の需要額が増加する理由などの因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「福島県」に対し適用された、高等学校費(生徒数)における特例措置を、平成29年度以降も継続すること。	採用する。 高等学校費(生徒数)の東日本大震災に係る特例措置については、平成29年度においても継続する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	宮崎県	社会体育施設に係る密度補正の新設	社会体育施設の規模の差に応じた補正を新設し、より実態に即した社会体育施設の維持管理等に関する需要額を算定すること。	以下の理由により採用しない。 普通交付税は標準的な経費について算定するものであり、社会体育施設に係る経費について、実際の施設規模に応じて算定することは適切ではない。
18	(省)	沖縄県	高校生等奨学のための給付金に係る補正の新設	高校生等の奨学のための給付金については、義務的経費であることから、地方負担額についてはその実態に応じて基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、概ね測定単位である人口に比例した財政需要であると考えられることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	神奈川県	子ども・子育て支援新制度に係る基準財政需要額の適切な算定	子ども・子育て支援新制度による都道府県分の基準財政需要額の算定について、適切に行うこと。	採用する。 「子ども子育て支援新制度」に係る地方負担分については、その他の教育費及び社会福祉費の単位費用に適切に算入した上で、当該制度の内容を踏まえた適切な算定を行っている。
20	(省)	大阪府	児童福祉法等の改正に伴う児童福祉司の配置基準を反映する密度補正係数の新設	児童福祉法等の改正により平成28年10月以降の児童福祉司の配置基準が大きく変更されたことを踏まえ、法令に則った配置基準を適切に基準財政需要額に反映する密度補正係数を新設(密度補正の項目追加)すること。	以下の理由により採用しない。 児童福祉司の給与費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該給与費は、概ね測定単位である人口に比例した財政需要であり、また、影響額も小さいことから、新たな補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
21	(省)	山口県	子ども・子育て支援新制度に係る交付税算入方法の見直し	子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付費等の算定について、施設在籍人員の実態(年度中の出生や産休明け、転出入による影響)により近づけるよう算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 年度途中の増減を全て算定に反映することは困難であり、財政需要を客観的・合理的に算定するため、当該年度の統計数値等に基づき、4月1日又は5月1日の在籍人員により、当該年度の需要額を算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(省)	岩手県 茨城県 千葉県 滋賀県	県立病院会計に対する 繰出金等に係る単位費 用及び補正係数の見直 し	県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準と乖離してい ることから、単位費用及び補正係数 を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上 しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。平成29年度においても、平成28年度に 引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を計上し、普通交付税による措置を継続している。
23	(省)	山形県	都道府県立病院会計へ の繰出金に係る密度補 正Ⅱの現行の算定方法 の継続	病床数と病院事業債の元利償還金 に基づく算定方法を継続すること。	採用する。 地方債の元利償還金に対する地方交付税措置については、本年度は昨年度と同様の算定方法とした。
24	(省)	山梨県 群馬県	地域医療介護総合確保 基金(医療分)積立額 に係る算定方法の見直 し	基金積立に係る基準財政需要額に ついては、実際の事業規模を反映で きるよう補正係数により調整を行 うこと。	以下の理由により採用しない。 地域医療介護総合確保基金(医療分)積立額については、単位費用において所要額を適切に算入している。 内示額(国費負担分)の基礎となる基金事業計画の内容については、法令上の義務規定ではなく、各団体の 裁量により作成されるものであるため、個別の団体の事業量に応じた措置を行うことは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等(高度医療に要する経費)に係る密度補正係数の見直し	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。
26	(省)	奈良県	密度補正I(人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案)の廃止	保健所数と人口密度の間に相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逡増、逡減を勘案して算定することとしている。一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。
27	(省)	宮崎県	交付税措置の対象となる公立病院等の施設整備費に係る建築単価の上限額の見直し	交付税措置の対象となる建築単価の上限額(36万円/m ²)が、実態と乖離していることから、より実態に即した建築単価へと見直すこと。	以下の理由により採用しない。 他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1m ² 当たり36万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としていくところであり、当該基準の見直しについては慎重に検討する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(省)	福島県	国勢調査等に係る普通交付税算定の特例措置の新設	平成27年の国勢調査の調査結果については、財政運営上支障が生じないよう普通交付税算定の特例措置を講じること。	採用する。 平成27年国勢調査数値への更新に伴い、東日本大震災により65歳以上人口及び75歳以上人口が大幅に減少する福島県にあつては、平成22年の国勢調査の数値に住民基本台帳数値の伸率を乗じた数値を用いることとしている。
29	(省)	群馬県	地域医療介護総合確保基金事業の交付税措置額の算定方法の見直し	地域医療介護総合確保基金事業にかかる基準財政需要額と実際の決算額に乖離が生じているため、密度補正を導入するなど、基金配分実績を反映した算定方法に改めること。	以下の理由により採用しない。 地域医療介護総合基金の設置に係る経費については、標準的な経費を適切に単位費用措置したところである。内示額の基礎となる基金事業計画の内容については、法令上の義務規定ではなく、各団体の裁量により作成されるものであるため、個別の団体の事業量に応じた措置を行うことは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(省)	岩手県	中山間地域等直接支払交付金制度に係る地方負担額の適切な反映	中山間地域直接支払交付金制度について、各団体の実際の交付対象面積等を基礎とした密度補正措置により、措置不足の解消を図ること。	以下の理由により採用しない。 中山間地域等直接支払交付金については、その経費を単位費用で措置したうえで、負担額が算定額を上回る団体に対しては、特別交付税により措置している。 また、交付対象農用地面積については公信力のある数値がなく、財政需要を把握するための基礎数値としての活用が困難である。
31	(省)	長野県	農家数急減補正の継続	平成27年2月農林業センサス結果の適用に伴い農家数が減少した団体に対する農家数急減補正を継続すること。	採用する。 平成27年の農林業センサスの結果を踏まえ、平成29年度算定においても農家数急減補正を継続することとしている。
32	(省)	鹿児島県	畜産行政に係る密度補正措置の新設	単位費用措置されている畜産関係経費については、測定単位である農家数よりも畜産農家数の方が相関性が高いため、当該指標による密度補正の新設を引き続き検討すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 農業行政費は農業に関する様々な業種の財政需要を対象とし、包括的に「農家数」を指標として財政需要を捕捉しているが、畜産農家数を指標とした補正等では、農業行政費全体の的確な算入に結びつくことが明らかでない。 財政需要の適切な反映方法については、算定の簡素化にも配慮しながら、引き続き検討を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[水産行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(省)	鳥取県 愛媛県	数値急減補正の新設	水産業者数が急激に減少しても行政規模は一挙に減らせないため、農業行政費と同様に、水産行政費に数値急減補正を設けること。	以下の理由により採用しない。 測定単位の数値減少による基準財政需要額の影響額が小さいことから、新たな補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(省)	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、外国青年招致人員による密度補正を導入し、必要な財政需要を適切に算定すること。	以下の理由により採用しない。 都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度から同補正を廃止したところである。
35	(省)	山形県 長野県 徳島県 高知県	人口急減補正の継続	平成28年度算定において設けられた人口急減補正について、平成32年度まで、激変緩和措置として継続すること。	採用する。 平成27年国勢調査人口の結果を踏まえ、平成28年度算定において拡充することとした人口急減補正について、平成29年度算定においても引き続き適用する。
36	(省)	長崎県	離島や過疎地域等条件不利地域への適切な配慮	離島等条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要に対して、適切に補正係数に反映すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。
37	(省)	鹿児島県	へき地補正の見直し	へき地補正について、人口減少に伴う増加需要額の減の緩和をすること。	以下の理由により採用しない。 人口減少による需要額の減を緩和する補正係数をへき地補正の中に新設することは、算定の簡素化の観点から、慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(省)	沖縄県	地域振興費における基地補正の算定	広大な米軍基地のために土地利用が制限され、経済発展の可能性が著しく制限されていることによる機会損失分(留保財源相当分)について、適切に反映させる仕組みの導入を検討すること。基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる騒音、環境汚染、多くの事件事故及び経済発展の機会損失等に対する配慮なく、機械的に単価更新等を行わないこと。	以下の理由により採用しない。 ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難である。また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目(消防費、清掃費等)の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものであることから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。
39	(省)	青森県 鳥取県 島根県	投資的経費における財政措置の充実	社会資本整備が遅れている団体の投資的需要が的確に基準財政需要額に反映されるよう、公的固定資本形成に係る補正係数及び単位費用を充実すること。	以下の理由により採用しない。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
40	(省)	和歌山県	投資補正係数における公的固定資本形成に係る補正の堅持	各団体の投資的需要が的確に基準財政需要額に反映されるよう、公的固定資本形成に係る補正の堅持等適切な措置を講じること。	採用する。 公的固定資本形成に係る補正については、公共事業の執行に支障をきたすことのないよう、投資的経費の状況等を踏まえて算定している。
41	(省)	富山県	新幹線鉄道整備事業債に係る事業費補正の見直し	消費税率の引上げに伴う地方消費税の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされていることから、地域振興費の事業費補正に係る補正率算定方法を修正すること。	以下の理由により採用しない。 平成20年度算定において、整備新幹線に係る元利償還金の負担が重く、通常の算入率によっては財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方団体に限り、算入率の引き上げを行ったところである。 また、指標の妥当性を保つためには、基準財政規模から特定の経費を控除することは困難と考える。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(省)	香川県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への出資金に係る地方債元利償還金の算入の見直し	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(旧)本州四国連絡橋公団)への出資金に係る地方債元利償還金を基本財政需要額へ算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還に対する地方交付税措置のあり方については、事業費補正は可能な限り縮減する方向である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
43	（省）	鳥取県 島根県 高知県	地域経済・雇用対策費 の算定方法の継続	地域経済・雇用対策費の算定方法 を継続すること。	採用する。 平成28年度と同様の指標により算定することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(省)	青森県	行革努力による配分の見直し	トップランナー方式の段階的実施と合わせて、行革努力に対する配分を拡充すること。	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費については、平成28年度算定まで、行革努力に応じて3,000億円、地域経済活性化の成果に応じて1,000億円算定してきた。 これまで行革努力により捻出した財源を活用して地域経済活性化に取り組み、経済・雇用の指標に成果が現れつつあることから、平成29年度から3年間かけて段階的に「行革努力分」から「地域経済活性化分」に算定額を1,000億円シフトすることとした。
45	(省)	東京都 神奈川県	人件費削減率の算定方法の見直し	教職員や警察職員については法律や政令で定数が規定されるため地方の裁量が及ばないことから、教育・警察職員の増分を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費削減率については、全ての職員の人件費を対象としたものである。 なお、人件費削減率については、国の基準の定数に係る人件費を算出することが困難であること、また人件費削減率が職員数削減率及びラスパイレス指数を補完し、地方団体の給与面の取組を包括的に捉える指標であることを踏まえ、特例を設けないこととしたものである。
46	(省)	東京都 神奈川県	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	義務的な社会保障関係経費等が含まれているため、補助費等を除外すること。	以下の理由により採用しない。 「補助費等」の中には、国制度に係る社会保障関係経費の地方負担だけでなく、県単独の補助費等、各団体の行革努力が反映される部分も含まれていることから、人件費を除く経常的経費削減率の算定に含めることとしている。
47	(省)	石川県 兵庫県	職員数削減率の算定方法の見直し	教育・警察職員について、増分だけでなく法定職員数も除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 一方、義務教育職員数及び警察官については、国の基準により定数が決められており、国基準の定数が増加している場合については、地方団体の合理化努力にも限界があると考えられるため、職員数削減率の算出にあたり国基準の定数増の影響を除外する特例を設けることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
48	(省)	石川県	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	国の政策目的達成の手段として給与水準を補正に用いることは不適當であるため、ラスパイレス指数を用いた補正は行わないこと。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものであり、国の政策目的達成の手段として指標として用いているものではない。
49	(省)	鳥取県 島根県	行革努力分の算定方法の見直し	行革努力分の配分について、適正な配分に見直すこと。	以下の理由により採用しない。 行革努力分の各指標のウェイトについては、平成25年度の地域の元気づくり推進費を踏まえつつ、ラスパイレス指数及び職員数削減率では捕捉できない手当削減率等の取組を反映させるため人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を均等のウェイトにすることとしたものである。
50	(省)	秋田県	地域経済活性化に関する指標の見直し	第一次産業産出額の伸び率に応じた補正係数は、「米」と「米以外」に区分して算出すること。	以下の理由により採用しない。 第一次産業産出額の指標は、様々な業種の産出額の増加に係る財政需要について、包括的に捕捉することで取組の成果を総合的に現す指標として算定に反映しているものである。
51	(省)	新潟県	地域経済活性化に関する指標の算定方法の見直し	「地域経済活性化分」の算定について、より多くの団体に配分されるように算式を見直すこと。	採用する。 「地域経済活性化分」の算定については、多くの団体に係数が反映されるよう係数設定について見直し、これまで下限を「0」としていたものを、「1」とすることとした。
52	(省)	新潟県	地域経済活性化に関する算定方法の見直し	若年者就業率等について、ももとの数値が高い団体のこれまでの取組が適切に評価される算定方法とすること。	採用する。 若年者就業率等の一部の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることを踏まえ、過去からの伸びを基本としつつ、直近の絶対値を併用することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(省)	奈良県	地域経済活性化に関する指標の見直し	地域経済活性化分の指標に「障害者雇用率」を追加すること。	以下の理由により採用しない。 障害のある人が、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することは重要な課題である。しかし、当該指標が地域経済活性化を総合的に表す指標とは考えられない。また、「障害者雇用率」は50人以上規模の企業を調査対象としていることから、障害者の就業状況の「全体像」を把握できないため、指標とすることは困難である。
54	(省)	奈良県	地域経済活性化に関する算定方法の見直し	「地域経済活性化分」の指標のウェイトを均等化すること。	以下の理由により採用しない。 各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く選定したものであり、各指標のウェイトについては、産業面、雇用面を重視し合計で0.45とし、その他の指標については、それらを補完するものであるため、合計で0.1とした。
55	(省)	鳥取県	地域経済活性化に関する指標の見直し	観光振興に要する経費について、基準財政需要額に適切に算入すること。	採用する。 地方版総合戦略において、多数の都道府県が観光に関する数値目標を設定していることなどを踏まえ、地域の元気創造事業費において、観光分野の指標である「延べ宿泊者数」のウェイトを他の産業関係の指標と同程度まで高めることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(省)	石川県 滋賀県	「取組の成果」に応じた算定へのシフト	段階的に取組の必要度から取組の成果に配分額をシフトすること。	採用する。 現在、各地方団体において地方創生の取組が進められ、経済・雇用や出産・子育てに関する指標が改善傾向にあるなど、成果が現れつつあることを踏まえ、地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定にシフトすることとした。
57	(省)	鳥取県 島根県	「取組の成果」に応じた算定へのシフト	取組の必要度から取組の成果に配分額をシフトする際には、時期及びスピードについて慎重に検討すること。	採用する。 平成29年度から「取組の成果」に応じた算定にシフトすることとしたが、地方団体への影響を踏まえて、3年間かけて段階的に実施することとしている。
58	(省)	香川県	「取組の成果」に応じた算定へのシフト	取組の必要度：取組の成果の配分額を1：1にすること。	一部採用する。 平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしている。 なお、更なる見直しについては、今回の見直しの段階的実施の最終年度であり、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度でもある平成31年度において、成果の実現具合を検証し、地方団体の意見等も踏まえ判断する。
59	(省)	高知県	「取組の成果」に応じた算定へのシフト	「取組の必要度」と「取組の成果」の配分割合を継続すること。	以下の理由により採用しない。 現在、各地方団体において地方創生の取組が進められ、経済・雇用や出産・子育てに関する指標が改善傾向にあるなど、成果が現れつつあることを踏まえ、地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定にシフトすることとした。 なお、「取組の成果」に応じた算定へシフトするにあたり、財政力が低い地方団体について、算定額の割増しを行うなど、条件不利地域に配慮した算定を行うこととした。
60	(省)	青森県	条件不利地域への配慮	取組の成果に移行するにあたっては、条件不利地域や財政力の弱い団体に配慮すること。	採用する。 「取組の成果」に応じた算定へシフトするにあたり、財政力が低い地方団体について、算定額の割増しを行うなど、条件不利地域に配慮した算定を行うこととした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
61	(省)	東京都	「取組の必要度」の算定方法の見直し	直近の指標にあらわれない、将来の人口減少等への備えに対する財政需要を反映すること。	以下の理由により採用しない。 取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増ししているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
62	(省)	福井県	「取組の必要度」の算定方法の見直し	有効求人倍率が高い場合であっても、働き手不足解消のための取組が必要であることから、有効求人倍率の大小にかかわらず自治体が対策を行う必要性に変わりがないため、有効求人倍率の指標を削除すること。	以下の理由により採用しない。 有効求人倍率は、その数値が芳しくない団体ほど、雇用機会創出などの対策の必要性が高いと考えられることから指標として用いている。
63	(省)	富山県	「取組の成果」の算定方法の見直し	女性就業率などについて、指標の増減前の水準を考慮した算定方法とすること。	採用する。 女性就業率等の一部の指標については、従来から数値が高い団体がさらに数値を伸ばすことが困難であることを踏まえ、過去からの伸びを基本としつつ、直近の絶対値を併用することとした。
64	(省)	鳥取県 島根県 高知県	「取組の成果」の算定方法の見直し	「取組の成果」の指標について、自然増減率を指標から削除し、合計特殊出生率を指標に追加すること。	採用する。 地方版総合戦略において、多数の地方団体が出生に関する数値目標を設定していることなどを踏まえ、「取組の成果」を反映する指標として、「出生率」を指標として用いることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
65	(省)	栃木県 群馬県 福島県 山梨県 大阪府 岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置の見直し	3年の据置期間が設定された臨時財政対策債及び減収補填債償還費の理論償還率について、満期一括償還方式で借り入れた場合の据置期間のない理論償還率を設定すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討していく。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況等を踏まえて、当該期間が設定されている。据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。
66	(省)	北海道	財源対策債及び補正予算債の算入率の引上げ	財源対策債及び補正予算債は、他の建設地方債とは異なり地方財政対策上の財源不足の解消措置であり、強い財源保障が与えられるべきであることから、公債費方式による算入率を引き上げること。	以下の理由により採用しない。 現在の算入率は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」において「地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである」とされたことを受けて設定している。 なお、算入率の引下げに伴う影響相当額は、標準事業費方式により、単位費用措置に振り替えられている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
67	(省)	富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	包括算定経費の算定に用いる耕地面積に「非法人の農業経営体」の耕地面積を反映すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕作面積の変更に当たっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
68	(省)	北海道 青森県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法(財源不足額基礎方式)における財政力補正についての配慮	臨時財政対策債の配分にあたっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮すること。	採用する。 本年度においても、財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行った。
69	(省)	茨城県 千葉県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定方法について、財政力による補正を平準化すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分にあたっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
70	(省)	埼玉県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力補正」の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力が高いほど逡増する補正係数」について上限を設け、財政力指数が高い団体にあっても、少なくとも基準財政需要額に対する臨時債のシェアが全国平均を超えないよう見直しをすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分にあたっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
71	(省)	石川県	臨時財政対策債の算定方法の見直し	財源不足への対応については、本来法定率の引上げ等で対応すべきであるが、やむを得ず臨時財政対策債を発行する場合にあっても、その発行可能額の算出にあたっては、標準財政規模の小さい団体に配慮すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分にあたっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]
[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
72	(省)	神奈川県	臨時財政対策債の算定方法の見直し	臨時財政対策債について、既往の元利償還金は、交付税により確実に措置すること。また、臨時財政対策債発行可能額の算定において、財政力指数による過度な補正を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。 また、臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
73	(省)	静岡県 京都府 大阪府	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	やむを得ず臨時財政対策債を配分する場合でも、財政力が強い団体ほど臨時財政対策債発行可能額が傾斜して配分されないことがないよう、財源不足額に応じた算定方法に見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
74	(省)	愛知県	臨時財政対策債の算出における財政力を用いた係数による補正の更なる見直し	臨時財政対策債について、本県の振替前財源不足額のうち臨時財政対策債の占める割合が27年度算定で若干引き下げられているが、更なる見直しを図ること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
75	(省)	兵庫県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、「財源不足額基礎方式」における発行可能額が財政力によって逡増する補正を見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
76	(省)	鳥取県 島根県	臨時財政対策債の算定 方法の見直し	臨時財政対策債の毎年度の償還額が財政力に見合っていない状況にあることを踏まえ、臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
77	(省)	大阪府	不動産取得税の基準税額 の算定の際に用いる 課税標準額の見直し	不動産取得税の徴収猶予は将来の 減額を前提としていることから、基 準税額の算定においては、徴収猶予 分に相当する課税標準額を控除し、 実態を反映した算定方法とすること。 と。	以下の理由により採用しない。 不動産取得税の基準税額は、各地方団体の標準的な収入額を合理的に測定するという基準財政収入額の算定の 基本的な考え方に沿って、各地方団体の課税標準額に、徴収猶予による減額を含めた一律の乗率を乗じること で、簡素な算定を行っている。